

燕市監委告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求については、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 20 年 10 月 23 日

燕市監査委員	齋藤稔
同	山本一憲
同	齋藤信行

住民監査請求に係る監査結果

第 1 請求の概要

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

請求書の提出日は、平成 20 年 8 月 25 日である。

3 請求の内容

(1) 主張事実

① 請求の要旨

請求人提出の請求書及び資料による請求の要旨並びに措置要求は次のとおりである。
ア 当初予算での「観光看板設置事業」を事業内容の変更の議決を得ないで、市が勝手に「観光モニュメント設置事業」に変えてしまった。変更について議会に説明しなかったことを陳謝したが、予算の目的外使用という事実は明白である。さらに、県への補助金申請の変更届も出さないので、実施したことは明らかに不正である。

国や県にまちづくり交付金事業として申請した書類では、三条・燕インター出口付近に観光シンボル看板の設置事業となっている。しかし、実際は県央大橋のたもとに観光モニュメントとして実施された。事業内容に変更がある場合は、国や県に事業の変更手続きを取らなければならない。その手続きの機会には年 3 回ある。役所というところは書類の不備に対して決して見逃してくれないところである。国や県に事業の変更手続きも取らずにやったのだから、国の交付金が支払われない場合も考えられる。こうなったら市の財政を一層追いつめることになり、市に多大な損害を与えることになる。

これは、手続き上のミスでなく、市民と議会だけでなく、国や県もないがしろにした計画的意図的な政治のやり方である。

イ 業者選定については、不透明で選考のやり方は不正である。

第一次選考を平成 19 年 8 月 17 日に行っているが、それ以前に最終的に採用になっ

たL社が、某市内業者（2社）にモニュメントの製作を依頼していた事実がある。審査が行われる前に製作を依頼などということは常識では考えられない。これはL社がすでに自社がもらえる仕事だと分かっていたとしか考えられない。業者と何らかの癒着があったのではないかと思われても仕方ない。L社に有利な員数合わせのため、デザインコンペの入札に指名参加願いを出していない業者を、登録していないことを知りながら参加させていた。議会には「実績のある業者を選出し、指名した。」と報告している。事務上の連絡不備という言い訳は通用しない。「L社に決定」が先にありきで、議会に対する偽証である。

ウ その審査には、特定の業者への手心が加えられた疑いがある。1社だけデザイン画が2点あったということは、これだけでも不正があったのだと思われぬか。もし、公募形式のデザインコンクールでこのような不正が発覚した場合、選ばれた作品は失格になる。そして、関わった審査委員は社会的に信用を失う。燕市だけ例外というわけにはいかない。

デザイン選定が市民の代表も、議会の代表も、専門家も入れないで市長と職員5人だけで行われたことは、以上のような不正な選考を実施するためには、うちうちだけのメンバーでやる必要があったのか。

エ 燕市の宣伝なのにこれでいいのか。モニュメントは「燕市の玄関口としてインパクトを与え、それを目にして燕の魅力・観光をPRできるもの」という目的から大きくずれている。三条・燕インター方面からの観光客の目に入らない。

当初のデザインでは、上にフェニックスが乗っておりそのフェニックスこそが燕のシンボルである。現在建っているモニュメントは、デザイン段階では「支柱」と表記されていた部分であり、決してモニュメント本体ではない。市民に不評で喜ばれない原因でもある。3本の柱は、3市町の一体感を伝えるためにつながっていた。ところが建てる時に傷を付けると悪いから、等と言って業者の都合で3本は離れて建っている。

燕市のステンレス加工技術をアピールするためなら燕市で作るべきである。「燕ではできないので・・・」と、よそのまちで作らせてしまった。それが産業史料館の前にあること自体が、産業界の足を引っ張ることになる。

オ 12月議会で設置場所の変更を公言し、その後も設置のさいは議会と相談するとしながら、議長と副議長2人の意向をただただで設置を決定した。市民が設置中止の「申し入れ」を行ったが、市長は「業者の判断」にかずけて、担当職員の立ち会いもない中で設置を強行した。（2月13日）あれだけの大きさの物を設置する際は担当職員の立ち会いが必要である。心配して市民も見に行ったが、この日は朝からひどい雪という悪天候だった。何かあった時は誰が責任を取るのか。

今年の2月、設置の最終段階で、新潟日報の取材に対して「副市長の決裁で進んだ事業なので」とか「業者の判断なので」などと設置責任者の所在をぼかしているが、これも責任逃れそのものである。

カ モニュメント本体工事費が余ったからと照明工事を追加し、設置目的はおろか何の役にも立たないモニュメントをライトアップして継続的な光熱費の無駄遣いをしようとしている。

照明工事費の中の備品（ランプ等）は、当初のL社の見積書ではメーカーの希望小売価格の2倍から3倍強であった。市は業者を正すこともなく業者の言いなりで、議

会で指摘されて再提出された工事費内訳書などから、請負業者の工事費内訳書には信憑性が薄い。さらに問題なのは、信憑性の疑わしい再提出の工事費内訳書のまま支払いが強行されたことだ。これは、市民より業者の利益を優先させる背任行為である。適正な税金の使われ方と言えるのか。

② 陳述による補足要旨

ア 設置工事仕様書中、7の提出書類、③見積書・積算明細書（材料費、加工費、基礎工事費、電気工事費、諸経費等）と記されているが、7月13日の提出時点でL社とT販売は積算明細書がついていない。これがなぜ審査対象になったのか疑問である。

イ 公募やデザインコンペで1次審査と2次審査でデザイン画が違う（フェニックスを照明に変更）というのは有り得ない。明らかな不正行為ではないか。デザインコンペなどで、この様なことが行われ発覚した場合、選ばれた作品は失格となり、関わってきた審査員は社会的制裁を受ける。

(2) 措置の要求

燕市観光モニュメント設置工事に関連して、市が被った損害相当額を返還する措置を講ずること。原則的には、白紙に戻すことであるが、現実問題としては「1円も使わずに、来燕者によく見えるモニュメントにしてほしい」こと。

(3) 添付書類（事実証明書）

- ① 新聞記事
- ② 見積書、工事費内訳書
- ③ 照明工事費比較表
- ④ 照明器具明細表

4 請求の受理

本請求は平成20年8月25日付で提出があったが、内容の一部に不備が見られ補正を依頼。補正後の請求書が平成20年9月1日付で再提出となり、要件審査の結果、地方自治法（以下、「法」という。）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、平成20年9月1日付で受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求の本来の目的から、市の財務会計上の行為に関する部分について、監査対象とし、措置請求書の要旨、事実を証する書類及び陳述を勘案して、次の事項を監査対象とした。

- (1) 業者選定が不透明。最終的に採用になったL社が、市内業者2社にモニュメントの製作を依頼していた事実がある。
- (2) デザインコンペの入札に指名参加願いを出していない業者を、登録していないことを知りながら参加させていた。
- (3) モニュメントをライトアップして継続的な光熱費の無駄遣いをしようとしている。
- (4) 信憑性の疑わしい再提出の工事費内訳書のまま支払いをした。照明機器等の当初見積書では、メーカー希望小売価格の2倍から3倍であった。
- (5) 提出書類に見積書・積算明細書の提出ということが記載されているが、L社とT販売は、積算明細書がついていない。

(6) 1次審査と2次審査でデザイン画が違うというのは有り得ない。不正行為ではないか。

2 監査対象職員及び担当部署

燕市長及び関係職員（中野元副市長、神保元総務部長、小平財政課長、宇佐美元商工観光部長、三富元観光振興課長、広瀬元観光振興係長）並びに商工観光課、都市計画課を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成20年9月17日に請求人の陳述の聴取を行ったところ、説明資料の提出があった。陳述において請求の内容について補足説明があった。

4 監査対象業者

観光モニュメント設置工事の契約業者であるL社S営業所長及び担当社員、また、審査前に制作依頼を受けたと言われている業者2社、並びにTK社に対して事情聴取を行った。

第3 事実関係の確認

請求人の主張する事実を調査するため、平成20年10月1日に市長及び関係職員、並びに商工観光部長・商工観光課長に対し、本件に関する事務処理の経緯及びそれらの関連事項も含めて事情聴取を行い、都市計画課については、文書により照会を行った。

1 「採用業者が審査前に製作を依頼していた。」ことについて

(1) 採用業者が審査前にどのような準備をしていたかは、市は知らないところである。見積もりなど事前の問い合わせ程度なら通常行われていることではないかと考える。

2 「業者選定が不正である。(1)コンペ参加業者選定に不正。コンペに入札指名業者登録のない業者と知りながら参加させている。(2)審査自体に不正がある。」ことについて

(1) 業者の選定については、指名参加願いの出ている5社と、以前からセールスに来ていたT販売(株)についてどうかということで、財政課に伺いをあげ、T販売(株)については「これから指名参加願いを提出してもらえれば可能である」という回答を得たので、幅広く参加を願うということから、指名参加願いを提出するということを条件に指名したものである。

その後、平成19年8月17日の1次審査前に再度、T販売(株)に指名参加願いの提出について確認し「手続きを進めている」という回答を得たところであり、T販売(株)からの指名参加願いが提出されているものと考え、事務手続きを進めたものである。

結果的には、T販売(株)から指名参加願いが提出されないまま、企画提案競技方式（以下「コンペ方式」という。）が実施され、L社S営業所を請負業者と決定して契約を締結したものである。事務的不備はあったものの、広く提案を求めたいということから行ったものである。

(2) 審査については、1次審査を中野元副市長はじめ職員4人で、2次審査については

市長を加えた6人の合議制により決定されたものである。抽象的な芸術作品ではなく、あくまで観光大型看板の類であるという認識から市長以下6人の合議で選考を行った。

今回の業者決定については、統一的な仕様書（企画）又は金額のみで選定することは困難であるため、一般的な入札でなく企画力・デザイン力を発揮できるコンペ方式とした。企画設計・施工を一括したコンペ方式は、一般工事のように統一の設計書があるわけではなく、各社の企画やデザインによる各々の考え方で見積書を提出した。契約段階においては、部材に現場経費も含まれているものである。

3 「照明工事追加によるライトアップにより、継続的な光熱費の無駄遣いをしようとしている。」ことについて

(1) 年間の光熱費は、37,658円の見込みである。

〔前提〕・1日の点灯時間を17:00~21:00（4時間）と仮定（但し、夏季は点灯時間が短縮されると考えられる。）

・1灯当たりの消費電力は700w/h（0.7kw/h）×1.5（能力からの換算率）。

$0.7\text{kw/h} \times 1.5 \times 4\text{h} \times 2\text{灯} \times 11.86\text{円/kwh} \times 30\text{日} \times 1.05 \times 12\text{月} = 37,657.872$

$\approx 37,658\text{円}$

(2) 効果について

観光モニュメントは、燕市を訪れる観光客に強く「燕」を印象付けることを目的としている。このことから、夕方からの見えにくくなる時間帯に照明を当てることにより、昼間と違った趣を見せ、一層インパクトを与える効果が期待できる。

4 「再提出された工事費内訳書の信憑性が薄い。」ことについて

(1) 最終的な出来高工事費内訳書については、直接工事費及び建築工事に係る県の諸経費率（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）に沿って積算・照合を行った結果、契約金額の方が低かった。

5 「設置工事仕様書中、7の提出書類③、見積書・積算明細書と記載されているが、平成19年7月13日の提出時点でL社とT販売の「積算明細書」がついていない。」ことについて

(1) 設置工事仕様書には、確かに「見積書・積算明細書」となっているが、選定時の評価基準では、あくまでデザイン重視！ということのため、企画提案書と見積書に基づき審査を行ったので、積算明細書が不可欠とまで考えていない。

6 「1次審査と2次審査時でデザイン画が違う（フェニックスを照明に変更）というのは有り得ない。不正行為ではないか。」について

(1) 建設予定地は風が強い場所のため、強風により変形や落下の恐れがあると判断し、基本的なところは尊重するなかで、危険性を回避するために一部修正を願ったものである。

(2) 照明器具については、フェニックスを外すことによって、見積もり経費に差異が生じることから、その差額分を夜間でも目立つようにと照明設備の追加を願ったものである。

(3) コンペ方式では、発注者の意向反映や協議によって修正を加えることは予想してお

り、今回の場合は安全性を考えて協議の結果一部修正を願ったものである。他社にも同様などころが見受けられれば修正を願うところである。

第4 施工業者等への確認

- 1 平成20年10月1日、L社S営業所の事情聴取を行い、その概要は次のとおりである。
 - (1) 「平成19年7月13日付の見積書における照明工(投光器)の全体金額は1,250,000円であり、投光器具関係がメーカー希望価格を大幅に超えている。」ことについて
 - ① 当初、業者は、メーカー希望小売価格に特別仕様、指定色、塩害対策、ステンレス等考えて、施工費と諸経費込みで合算して見積もりを提出した。

通常工事で設計書がある場合は部材と諸経費に分けて算出するが、コンペ方式のように設計書がない場合は、合算して算出している。このことから施工費と諸経費を入れると見積書の金額は妥当であった。
 - (2) 「工事費内訳書(最終)では、照明工事として895,568円と金額が減ったものの、全体金額は同額の11,970,000円であり、信憑性がないと言っている。」ことについて
 - ① 最終的に、市側から工事費内訳書の提出依頼があり、照明工事に限らず、その他工事についても明細を提出した。当初見積もりの中には諸経費が入っていたので、直接工事費と諸経費に分けて出した。一般的な建築工事費の諸経費率に基づいて再計算して工事費内訳書を提出した。その結果、合計金額については、消費税込で12,852,109円になったが、企業努力で11,970,000円に値引きしたものである。
 - (3) 「第1次選考前に某市内業者(2社)に製作を依頼した疑いがあるが、その際、2社にはどのような内容で製作を依頼したのか。」について
 - ① 企画提案書の当初締切りが今年の7月13日だった。事前に、提案する内容が、現実に製作可能かどうか判断できなければ企画提案書を提出できない。それで燕市はステンレスが有名なので、地元のメーカーに設計事務所を通じて、問い合わせたのが実状であり、製作依頼はしていない。製作できるかどうか聞いただけである。
- 2 平成20年9月17日、10月21日、審査前に製作依頼を受けたと言われている業者2社の事情聴取を行い、その概要は次のとおりである。
 - (1) 「第1次選考前に某市内業者(2社)に製作を依頼した疑いがあるが、その際、どのような内容で製作の依頼を受けたのか。」について
 - ① 新潟の設計事務所が来社して、製作が可能かどうかの依頼であった。見積もりは上部のフェニックスの部分だけで、台風に対する強度を確認したが、その計算も依頼され、当社では、難しく出せない状況であった。また見積額については、大まかな数値を電話で返答しただけである。

もう1社についても新潟の設計事務所が来社して、観光看板の見積もり依頼であったが、形状からして地震や強風等に対する強度を確認したところ、返答がなく、その段階で無理と判断しすぐに断った。見積もりまでには至っていない。
- 3 平成20年10月21日、TK社の事情聴取を行い、その概要は次のとおりである。
 - (1) 「①積算明細書が出されていないこと。②指名参加願いが提出されていないこと。」

について

- ① コンペ方式の場合、当初は概算見積で提出しており、決定すれば明細書を提出する。
当社は、全国どこでも同じやり方で行っている。
- ② 社内的に、運転資金が滞っていた時期で納税を待ってもらった経緯があり、指名参加願いに必要な書類が揃わなかった。

第5 監査委員の判断

本件請求について監査の結果は、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 「1次審査前に、モニュメントの製作を依頼していた。」ことについて

請求人は、「採用業者が審査前に製作を依頼していた事実がある。」と主張しているが、請負業者に確認したところ、現実に製作可能かどうかと見積もりについて問い合わせただけで、製作の依頼はしていないとのことであった。また、依頼を受けた業者の1社は、見積りのみの照会で製作依頼は受けていないこと。もう1社は、地震や強風等に対する強度の確認がとれず、すぐに断り、見積書の提出までには至らなかったとのことであった。

参加業者が企画提案として提出する以上は、実現可能なものとして提案され、その根拠としての準備は必要であり、見積依頼等は必然的に行われるものである。

したがって、これらは社会通念上に照らしても十分考えられることから、違法・不当とは認められない。

2 「デザインコンペの入札に指名参加願の出ていない業者を参加させていた。」ことについて

業者選定は、執行伺いの時点で指名参加願の出ている5社と、「これから指名参加願いを提出してもらえれば可能である」という財政課の回答から、幅広く参加を願う意味において、指名参加願いを提出することを条件に1社を指名しているが、審査前に、指名参加願い提出の確認が確実に行われなかった。

市議会に対しては、「指名参加願いが提出されている業者の中から選定した。」と説明していたが、上記1社の指名参加願いが提出されていないことが、平成20年2月8日に議員から指摘を受け、同日、観光振興課で財政課へ確認したところ提出されていないことを知ったものである。

本件では、指名参加願いの提出について、最終確認をするべきではあったが、一般的な入札と違うコンペ方式を採用しているため、広く提案を求めたいという意図から行っており、特定の不公正を行おうとしたものではない。また、財務規則第187条ただし書きでは、特別の場合を認めており、市長の裁量の範囲内と考えられる。結果として、参加資格者が落札していることから契約は有効なものと判断する。

3 「ライトアップは継続的な光熱費の無駄遣いをしようとしている。」ことについて

燕市の玄関口として、観光客にインパクトを与えるものとして、燕市の魅力及び観光をPRできるものとされ、燕市を訪れる観光客に強く「燕」を印象付けることを目的と

している。このことから、夕方からの見えにくくなる時間帯に照明を当てることにより、ライトアップした観光モニュメントが昼間と違った趣を見せ、一層インパクトを与える効果が期待できるとしている。

また、年間の光熱費については、1日の点灯時間を午後5時から午後9時と想定した場合に、年間の消費電力は37,658円と試算している。(前記参照)

年間の電力料金37,658円が無駄遣いかどうかについては、ライトアップによってそのものの効果が認められるかどうかである。料金設定は定額料金で設定され、点灯時間も必要最小限で有効な時間帯であると考えられ、また、ライトアップにより一層のインパクトを与え、燕市を印象付けることを目的としていることから、必ずしも光熱費の無駄遣いとは言えない。

4 「信憑性の疑わしい工事内訳書のまま支払われている。」 ことについて

コンペ方式では、一般工事と違い設計書がないため、各社とも企画やデザインにより各々の考え方で見積書を作成している。今回の指摘されている業者の見積書(契約段階)には、それぞれの部材に現場経費も含まれていた。設計書がないものについては、部材単価に現場経費を含ませて提出する場合もある。

見積書の算出方法については、発注者からの設計書等に基づくものがない限り、統一的に決められたものがあるわけではない。各社がそれぞれの独自性やその判断により積算されるものであると考える。

また、工事終了後に提出された工事費内訳書(出来高)によれば、当初、部材に含まれていた現場経費を部材単価から分けて再積算しており、県の諸経費率に基づいて単価・諸経費を確認した結果、妥当性があると考えられる。このことから信憑性の疑わしい工事費内訳書とは認められない。

5 「設置工事仕様書の提出書類で積算明細書が提出されていない。」 ことについて

観光モニュメント(看板)設置工事仕様書の提出書類として、積算明細書の添付とあるが、コンペ方式では、必ずしも提出は義務付けられてはおらず、業者の任意とされているところである。

また、審査時の業者選定方法及び評価基準には、「選定は提出されたデザイン案(ミニチュア等)、企画・提案書、見積書に基づき行う。」と「あくまでデザインを重視して決定すること。」と記されてあることから、この審査が違法であるとは言えない。

6 「デザインコンペで1次審査と2次審査でデザイン画が違うというのはいり得ない。」 ことについて

本件では、強風による変形や落下の恐れがあると判断し、基本的なところは尊重しながら、危険性を回避するためと安全第一を考えて一部修正を願っている。また、照明器具については、フェニックスを外すことによって、見積額に差異が生じるため、差額分で夜間でも目立つようにと追加を願ったものとしている。

この件の判断基準としては、審査員が1次審査・2次審査の過程の中で、修正を示唆することが許されるかどうかであり、審査では、強風で落下の危険性があると判断したのであれば、安全性を優先し、危険性の回避を考慮しなければならず、審査員の合議で修正を願っている。

また、他社にも同様のところが見受けられれば修正を願うとのことであり、特定の業者に手心を加えたという意味の修正とは認められず、各業者からは、より良いものの提出を求めたことにほかならない。

したがって、この修正の示唆が必ずしも「公正を害する」というものではなく、審査が違法・不当となるものではない。しかも、設置工事仕様書には、「企画提案は当方と協議のうえ変更する場合がある。」と書かれてあり、公正を害しない限りにおいて、変更を示唆することを禁止することまで決めたものではない。

7 結 論

以上のとおり、財務会計上違法又は不当な公金の支出、契約の締結、その他の行為は認められないため、請求人の主張には理由がないと認める。ただし、本件の監査を行った中で、コンペ方式等による業者選定について、今後、特に留意すべきと思われる点が見受けられたので、次のとおり意見を付す。

第6 意 見

本件の監査において、問題としてあげられることは、コンペ方式等の業者選定についてのガイドライン（指示書）等がない。また、財政課との密接な連絡・協議が求められる。特に、指名参加業者の確認など、行政としてなすべき事務手続きが必要である。

今後においても、総合計画・新市建設計画に基づき、コンペ方式等による業者選定がさらに進むことが予想されることから、市当局においては、早急に、コンペ方式及びプロポーザル方式における業者選定について、実施に関するガイドラインの整備を行い、業務の明確性及び透明性を確保し、徹底した指導を強く要望する。また、事業実施課においては、関係各課との密接な連携と十分な協議をもって事業を進められたい。